

本院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っております。

1. 一般病棟・入院患者さま10人に対して1人以上の看護職員(うち看護師が7割以上)を配置しております。なお、患者さま負担による付き添い看護は行っておりません。
(1)急性期一般入院基本料4
2. 療養病棟・入院患者さま20人に対して1人以上の看護職員(うち看護師が2割以上)を配置しております。なお、患者さま負担による付き添い看護は行っておりません。
(1)療養病棟入院基本料1
3. 医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士が管理された食事を適時・適温で提供しております。
(1)入院時食事療養[Ⅰ]・入院時生活療養[Ⅰ]

4. その他の届出事項

・基本診療料関係

- (1)療養環境加算
- (2)療養病棟療養環境加算
- (3)急性期看護補助体制加算25:1・夜間急性期看護補助体制加算50:1
- (4)ハイケアユニット入院医療管理料1
- (5)小児入院医療管理料4
- (6)診療録管理体制加算1
- (7)医療安全対策加算1・医療安全対策地域連携加算1
- (8)感染対策向上加算1・指導強化加算
- (9)入退院支援加算
- (10)データ提出加算
- (11)認知症ケア加算3
- (12)医師事務作業補助体制加算1
- (13)救急医療管理加算
- (14)超急性期脳卒中加算
- (15)栄養サポートチーム加算
- (16)早期離床・リハビリテーション加算
- (17)褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- (18)入退院支援加算
- (19)せん妄ハイリスク患者ケア加算
- (20)排尿自立支援加算
- (21)地域医療体制確保加算
- (22)急性期看護補助体制加算の注4に規定する急性期看護補助体制充実加算
- (23)療養病棟入院基本料の注12看護補助体制充実加算
- (24)看護職員処遇改善評価料

・特掲診療料関係

- (1)薬剤管理指導料
- (2)医療機器安全管理料1
- (3)検体検査管理加算[Ⅰ]・検体検査管理加算[Ⅳ]
- (4)時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- (5)CT撮影及びMRI撮影
- (6)外来化学療法加算1
- (7)無菌製剤処理料
- (8)脳血管疾患等リハビリテーション料[Ⅰ]・初期加算
- (9)運動器リハビリテーション料[Ⅰ]・初期加算
- (10)呼吸器リハビリテーション料[Ⅰ]・初期加算
- (11)人工腎臓・導入期加算1
- (12)下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- (13)ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- (14)大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- (15)輸血管理料[1]・輸血適性使用加算
- (16)人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- (17)保健医療機関間の連携による病理診断
- (18)抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- (19)がん性疼痛緩和指導管理料
- (20)夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- (21)透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- (22)胃瘻造設術・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- (23)心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
- (24)遺伝学的検査
- (25)HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- (26)小児食物アレルギー負荷検査
- (27)経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- (28)糖尿病合併症管理料
- (29)二次性骨折予防継続管理料1・3
- (30)院内トリアージ実施料
- (31)外来腫瘍化学療法診療料1
- (32)外来排尿自立指導料
- (33)在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- (34)在宅患者訪問看護・指導料の注16
(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6により準用する場合を含む。)に規定する専門管理加算
- (35)緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- (36)がん患者指導管理料Ⅰ及びⅡ及びⅢ
- (37)外来緩和ケア管理料
- (38)麻酔管理料(Ⅰ)